

監査報告書

平成30年5月10日

社会福祉法人甲府市社会福祉協議会
会長 山田文夫 様

監事 渡邊康博

監事 神宮寺七左衛門

社会福祉法人甲府市社会福祉協議会定款第22条の規定により監査を実施したので、次のとおり報告します。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

また、平成30年5月10日に、当該会計年度に係る事業報告、計算関係書類（計算書類、附属明細書及び財産目録）に基づき、事務事業、財務に関する事務の執行状況及び経営に係る事業の管理状況について、説明聴取等を実施しました。

2 監査の結果

(1) 事業報告の監査結果

ア 理事の職務の執行は、適正であるものと認めます。

イ 事業は、法令及び定款に従い、適正であるものと認めます。

(2) 計算関係書類の監査結果

計算関係書類は、関係法令等に準拠し、適正に処理されているものと認めます。

3 要望事項

(1) 甲府市社会福祉協議会が地域福祉推進の中核として、地区の社会福祉協議会、自治会連合会、民生委員児童委員協議会等と連携し、引き続き、小地域ネットワーク活動、配食サービス事業等を実施し、豊かな地域福祉社会の実現を目指していただきたい。

(2) 法人単位資金収支計算書中、事業活動の収支の均衡がとれていないことから、早急に収支の改善を図る効果的な対策を講ずることを要望します。